

地域密着型通所介護 重要事項説明書

(令和7年 11月 1日現在)

1、事業の目的と運営方針

利用者の要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。
サービス提供の経験、実績を生かし、利用者の生活の質の向上のために努めます。
ニーズを迅速かつ的確に把握し、おひとりおひとりにあったより良いサービスの提供を行います。
また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2、事業者の内容

(1) 事業所の概要

事業所名 地域密着型通所介護 琉新の風

所在地 沖縄県島尻郡南風原町字照屋28番地1

電話番号 098-996-2577

FAX 番号 098-996-2578

サービスを提供する地域 南風原町照屋

(2) 事業所の職員体制

職種	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	1名	-	事業所の統括管理をします(兼務)	1名
生活相談員	1名	-	生活上のご相談等になります	1名
看護職員		2名	健康状態の把握や相談にあります	2名
介護職員	1名以上	2名	活動全般の介護や相談にあります(兼務)	3名
機能訓練 指導員		1名	機能維持向上のための指導をします	1名

(3) 設備の概要

機能訓練室兼食堂、浴室（一般浴）、相談室、静養室、事務室

送迎車1台

(4) 定員及び営業時間帯等

定員	18名
営業日	月曜日～金曜日(祝日も含む)
営業時間帯	午前8時30分～午後5時30分
サービス提供時間	午前8時50分～午後4時05分
休日	土曜日・日曜日・年始 1月1日・1月2日

3、サービスの内容

(1) 送迎

送迎車により、事業所と自宅との間を行います。

(2) 食事

お年寄りの嗜好に合わせた献立を施設厨房にて提供します。

(3) 入浴

ご希望の方に職員の介助による入浴を提供します。

(4) 相談

生活や健康上の心配事がありましたら、専門の職員がご相談にのります。

関係機関等と連絡調整し生活の向上を目指します。

(5) 機能訓練

楽しく有意義に過ごして頂くために、アクティビティ、各種教室体験各種イベント等、四季折々の行事を行います。

4、利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

(1) 地域密着型通所介護事業介護報酬告示額

① 介護保険利用料基本料金

<地域密着型通所介護、3時間以上4時間未満>

要介護度	1日あたりの利用料金	介護保険適用時の 1日あたりの自己負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
要介護 1	4,160円	416円	832円	1,248円
要介護 2	4,780円	478円	956円	1,434円
要介護 3	5,400円	540円	1,080円	1,620円
要介護 4	6,000円	600円	1,200円	1,800円
要介護 5	6,630円	663円	1,326円	1,989円

<地域密着型通所介護、4時間以上5時間未満>

要介護度	1日あたりの利用料金	介護保険適用時の 1日あたりの自己負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
要介護 1	4,360円	436円	872円	1,308円
要介護 2	5,010円	501円	1,002円	1,503円
要介護 3	5,660円	566円	1,132円	1,698円
要介護 4	6,290円	629円	1,258円	1,887円
要介護 5	6,950円	695円	1,390円	2,085円

<地域密着型通所介護、5時間以上6時間未満>

要介護度	1日あたりの利用料金	介護保険適用時の 1日あたりの自己負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
要介護 1	6,570円	657円	1,314円	1,972円
要介護 2	7,760円	776円	1,552円	2,328円
要介護 3	8,960円	896円	1,792円	2,688円
要介護 4	10,130円	1,013円	2,026円	3,039円
要介護 5	11,340円	1,134円	2,268円	3,402円

<地域密着型通所介護、6時間以上7時間未満>

要介護度	1日あたりの利用料金	介護保険適用時の 1日あたりの自己負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
要介護 1	6,780円	678円	1,356円	2,034円
要介護 2	8,010円	801円	1,602円	2,403円
要介護 3	9,250円	925円	1,850円	2,775円
要介護 4	10,490円	1,049円	2,098円	3,147円
要介護 5	11,720円	1,172円	2,344円	3,516円

<地域密着型通所介護、7時間以上8時間未満>

要介護度	1日あたりの利用料金	介護保険適用時の 1日あたりの自己負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
要介護 1	7,530円	753円	1,506円	2,259円
要介護 2	8,900円	890円	1,780円	2,670円
要介護 3	10,320円	1,032円	2,064円	3,096円
要介護 4	11,720円	1,172円	2,344円	3,516円
要介護 5	13,120円	1,312円	2,624円	3,936円

<地域密着型通所介護、8時間以上9時間未満>

要介護度	1日あたりの利用料金	介護保険適用時の 1日あたりの自己負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
要介護 1	7,830円	783円	1,566円	2,349円
要介護 2	9,250円	925円	1,850円	2,775円
要介護 3	10,720円	1,072円	2,144円	3,216円
要介護 4	12,200円	1,220円	2,440円	3,660円
要介護 5	13,650円	1,365円	2,730円	4,095円

② 介護職員処遇改善加算 利用料×9.0%の各自己負担額

(3) その他の費用

① 食費 500円（おやつ含む）

② その他の日用品費 個別での活動に関しては実費にて徴収します。

・介護保険の支給限度額を超えてのご利用の場合は、原則として介護報酬の全額（10割）を頂きます。

(4) キャンセル料

利用者の都合でサービスを中止（お休み）する場合、下記のキャンセル料がかかります。

①ご利用日の前営業日午後5時までにご連絡いただいた場合無料

②ご利用日の前営業日午後5時以降のご連絡及びご連絡がなかった場合、食費代500円

(5) 支払い方法

毎月上旬に前月分の請求書をお渡しします。15日までにお支払ください。

5、サービスの利用にあたっての留意事項

①利用者又はその家族は、病状の変化、かかりつけ医及び服薬内容の変更等があった際には事業所の職員にご一報ください。

②事業所内の機械及び器具を利用される際は、必ず職員に声をかけてください。

③事業所内での金品及び食物のやりとりはご遠慮下さい。

④従業員に対する贈物や飲食のもてなしはお受けできません。

⑤送迎時間については別途送迎時刻表をお渡しします。渋滞等により多少時間が前後することがありますご了承ください。また、送迎時刻は随時変更がありますのでご確認ください。

⑥毎回血圧、脈拍等の測定を致しますが、体調の思わしくない時は速やかにお申し出下さい。体調確認後、サービス利用が困難と判断した場合は、サービスの中止あるいは変更をして頂く場合があります。

⑦健康上の理由等で、サービス提供途中で利用中止となった場合には、所定の料金をいただきます。

⑧事業所が要求した場合は、所定の「診療情報提供書」を提出していただきます。

（文書料は自己負担になります）

⑨サービスご利用時間、利用曜日等の変更は、担当の介護支援専門員とご相談の上、ご連絡ください。

⑩事業所内では禁煙、禁酒にご協力ください。

6、非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を整えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、るべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回利用者及び職員等の訓練を行います。

7、緊急時の対応

サービスの提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や医療機関への連絡等必要な措置を講じ、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡します。

8、事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

9、秘密保持等

- (1)事業者は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持致します。
- (2)事業者は、従業員に従業者でなくなった後においても業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう雇用契約等の内容と致します。
- (3)事業者はサービス担当会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意をします。
又、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文章により得ておきます。

10、利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、職員教育を行います。

11、感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね 6 月に 1 回以上開催します。
その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

12、虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

- (1)虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 城間 智貴
-------------	-----------

- (2)成年後見制度の利用を支援します。

- (3)苦情解決体制を整備しています。

- (4)従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

- (5)虐待防止委員会を設置し、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証、再発防止策の検討等を行います。

13、身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5 年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2) 非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

1 4、 心身の状況の把握

指定地域密着型通所介護の提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

1 5、 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定地域密着型通所介護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「地域密着型通所介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

1 6、 サービス提供の記録

- ① 指定地域密着型通所介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供了した日から 5 年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

1 7、 非常災害対策

- ① 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
災害対策に関する担当者（防火管理者）職・氏名：（ 城間 智貴 ）
- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
避難訓練実施時期：（毎年 2 回 3 月・ 9 月）
- ④ ③の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

1 8、 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

19、地域との連携について

- ① 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
- ② 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」と言います。）を設置し、おむね6月に1回以上運営推進会議を開催します。
- ③ 運営推進会議に活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

20、サービス内容に関する苦情

①当センターの相談・苦情担当

サービスに関するご相談・苦情を承ります。

担当：城間 智貴

電話番号：098-996-2577

相談時間：8:30～17:15

②行政機関、その他の苦情受付期間

国民健康保険団体連合会

所在地 那覇市西3-14-18

電話番号 098-860-9026

受付曜日 月曜日～金曜日

業務時間 平日8時30分～17時15分（土日祝日除く）

沖縄県社会福祉協議会

所在地 那覇市首里石嶺町4丁目373番地1

電話番号 098-887-2000

受付曜日 月曜日～金曜日

業務時間 平日8時30分～17時15分（土日祝日除く）

沖縄県 保健医療介護部 高齢者福祉介護課

所在地 那覇市泉崎1-2-2 行政棟3階（南側）

電話番号 098-866-2214

受付曜日 月曜日～金曜日

業務時間 平日8時30分～17時15分（土日祝日除く）

沖縄県介護保険広域連合

所在地 沖縄県中頭郡読谷村字比謝石55番地 比謝石複合施設2階

電話番号 098-911-7502

受付曜日 月曜日～金曜日

業務時間 平日8時30分～17時15分（土日祝日除く）

南風原町役場

所在地 沖縄県島尻郡南風原町字兼城686番地

電話番号 098-889-4416

受付曜日 月曜日～金曜日

業務時間 平日8時30分～17時15分（土日祝日除く）

南部福祉事務所

所在地 沖縄県島尻郡南風原町宮平212

電話番号 098-889-6364

受付曜日 月曜日～金曜日

業務時間 平日8時30分～17時15分（土日祝日除く）

2.1、損害賠償について

事業者は、損害賠償保険に加入しております。サービス提供に当たって故意又は過失により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

ただし、損害の発生について、利用者の故意又は過失が認められた場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償額を減ずることができるものとします。

令和 年 月 日

地域密着型通所介護の開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

<事業者>

所在地 沖縄県島尻郡南風原町照屋28番地1
名 称 地域密着型通所介護 琉新の風

説明者 城間 智貴

私は、契約書および本書面により、事業者から通所介護サービスについて重要事項説明を受け、交付を受けました。

<利用者>

住 所

氏 名

<利用者家族及び代理人>

住 所

氏 名

(続柄)

